	内閣州 (関係所省における予算編成過程での検討を求める提案)									
管理番号	I	区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
田子	区分	分野	(争填右)			(反衆の天況による住氏の利便性の向上、11収の効学化等)				(付配争垻)
97	る規制緩和		東日本大震災等による設生を含めた。 は、最生ではみ替え に係る災害を対 の柔軟な適用	対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。		応急仮設住宅の住み替えが認められることで、避難者の居住の安 定を図る上で柔軟な対応が可能となる。	災害救助法第4条 災害務取扱 要程度、方法及事分 場合。 (5)留意 点力及び キ		秋男仙上村丁町町、、、、「一里後	
98	B 地方に対する規制緩和			減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活師助金について地域の実態帯年収要件等を地方の実情に見した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。	市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くある。 ※秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していない。一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給コストが安価であることから、今後も単独予算で継続したいとの意向がある。また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くある。本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅職入しいては結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	境を整備することは重要である。提案の実現によって、本補助金の活用をためらっていた自治体が、事業を実施することにより、結婚を希望しているが終済的な負担により躊躇している県民に対して、結婚を後押しする効果が期待される。	点推進交付金交付		秋青男湯北市市町阿五町町瀬田森鹿沢秋・小上山城の東南原沢秋・小上山城の東村田森原市和山小上山城羽東村に、、、、田田地坂小、目後成一、、、、	

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
番号	団体名	支障事例	山管欄(全 府有/
	県、いわき市、 埼玉県、石川	災者からのより、リアフリーに対応した住宅に住み替えたい等、住み替えに係る要望があったが、現行制度において、原則住み替えを認めていないため、要望に対応できなかった。 () 本市においては、東日本大震災による避難者の応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となり、現在は、公共事業の遅れにより、応急仮設住宅を退居できない一部の方について、延長措置が取られている状況にあります。 応急仮設住宅の供与期間中については、本市においても、避難生活の長期化による家族構成の変化や高齢化や疾病などにより、住居の構造 や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じていたことから、避難者個々の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住 宅の住み替えについて、災害教助法の適用対象として認めるよう提案することについて同意します。	(2)東日本大震災については、被害が甚大で広範囲にわたったため、遠方の応急仮設住宅に入居せざるを得なかった被災者がいたこと等の事情に鑑み、岩手県、宮城県又は福島県において、被災者の具体的な事情等を勘案した上で、やむを得ないと認める場合には、現に応急仮設住宅に入居している被災者が他の応急仮設住宅へ転居することを認めて差し支えないと考えている。 〇上記(2)に記載するやむを得ないと認める場合とは、以下を想定しており、以下の理由以外の個別事項(事情)については、内閣府と個別協
	県、山県市、 枚方市、神戸 市、山口県、	応じて可変的であるほうが、より適切な施策の展開につながるものと考える。 〇平成29年度、本県では交付実績額が交付決定額の32.4%に留まった。事業実施市町村からは、申請実績が目標に至らなかった理由として、世帯の所得要件が低いことが挙げられた。	

_	門的門(因	本川 目にのい	のア昇柵以廻で	主じの快討を氷める技	术 /					
管理番号		区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野								(特記争垻)
99	B 地方に対する規制緩和	医療·福祉	援交付金」の運用の改善	支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域の二一ズや実態に応じたものとなっておとなっておとなっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	ず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。	も進むことが期待され、地域の子育て支援機能の充実を図ること	交付金交付要綱、 地域子育て支援拠	省	秋男湯仙小上村目後成田県市市、町町、町川市、町町、町町、村町町、村町、村町、村町、村町、村町、村町、村町、村町、村町、村町	
	B 地方に対す る規制緩和		来応援交付金」の連用の改善	域の実情を終まえた実効性を発生の高います。 を踏まります。 総続的かつな定的に生進するため、「かしな子供の未減の表生ので金川についてきないできた。 生のできます。 生のできます。 は、できまする。 は、できまする。 は、できますな。 は、できますな。 は、できまする。 は、できまする。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますな。 は、できますなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	※コーディネーターの雇用について、初年度に交付金があっても、翌年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25市町村のうち1町のみが30年度に交付金を活用して取り組む予定。) ※事業が軌道に乗るまでの数年について支援があれば、継続的な雇用に向けて取組が進むと考えられる。	定的に推進するための財源として本交付金を活用することができるようになり、現在内閣府で進めている子どもの貧困対策に取り組む地域ネットワークの形成が、地方の実情を踏まえた上で進んでいくことが期待される。	援交付金交付要綱 及び同実施要領		秋青男仙小上村目後成瀬田森鹿北坂小玉町町町五年市町阿五村目後成瀬に、、、、、仁城羽東	
195	B 地方に対す る規制緩和	消防·防災·安全	金の免除の要件の見直し	て、借受人が破産等した場合に、市町村が不納欠損処分できる運用に改めるとともに、県への償還について、免除の要件に市町扫が不納欠、した場合であり、は一大のでは、1000円で	破産により免責を受けた者に係る災害援護資金貸付金の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項の規定により読み替えて適用される災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	する。	・		八三ない。下下では、大田の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
番号	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
99	横浜市、山県市、宮崎市、宮崎市、沖縄県	〇地域子育て支援拠点事業の基準が緩和されることで、地域の実情や利用者ニーズに沿った多種多様で柔軟な事業展開が期待でき、子育て 支援事業の充実につながると考える。 〇私立幼稚園で実施している事業においては、専任従事者の配置を求めず、週3日以上1日2時間以上の実施としているため、市単独の補助 事業として実施しています。そのため、実施要件の緩和により「子ども・子育て支援交付金」の対象となれば、既存園の実施内容の充実や、新 規実施園の拡大が見込まれます。	ての不安・悩みを相談できる場を提供するものである。
100	県、石川県、 福井市、山県 市、徳島県、	〇当該交付金については、(子どもたちと「支援」を結びつける事業・連携体制の整備において)「事業の拡充」等の一定の条件の下、最大3年を限度として継続実施も可能とされているところではあるが、特にコーディネーターを雇用している場合については、当該コーディネーターの安定的な雇用の確保に加え、関係機関や関係者との信頼関係を構築し、「人と人をつなぐ」という業務の特性に鑑み、交付金の複数年度にわたる活用についての条件を、可能な限り緩和していただきたい。 〇子どもの負困対策は、喫緊の課題であるが、現在の単年度「回のみの交付金では継続的な対策を講じることが難しく、複数年度にわたる活用を可能とすることで、事業の持続性を担保することが出来る。 ○本交付金を活用して実施する子どもの居場所づくり事業については、継続的に実施することにより意味のある事業であるが、現行の交付金は単年度補助であることから、自治体においては本交付金を活用し事業を進めてことを踏みとどきる可能性がある。また、先駆的な取組以外には認められない交付金となっており、子どもの貧困対策を進めるうえで必要な取組全般に活用できる柔軟な交付金としていただきたい。 ○本県内の市町村でも今年度当該交付金を活用して居場所づくりのサポート事業を実施している団体が1団体あるが、同様の取組を実施する場合に来年度以降の負担が懸念される状況となっており、今年度は、調査事業をを開けるにあたり、財政負担が懸念される。 ○現行の交付金は単年度補助であり、本市においても、継続的な事業を展開するにあたり、財政負担が懸念される。 ・ 負困対策は事業を継続的かつ安定的に推進することが必要であることから、複数中の大る交付金活用を可能とすることが望まれる。 ○ 公本市においても、子どもの貧困対策に取り組むにあたり、本交付金の活用を検討しているところであるが、本交付金の補助率は「実態調査」や「整備計画の策定」に関しては3/4であるものの、最も財政的に負担がかかる「体制整備」や「モデル事業の実施」等に関しては1/2であり、事業実施には財政負担が大きいものとなり、交付金の活用を検討しているところである。子どもの貧困対策に関りる事業は、継続的に行う必要素を継続的かつ安定的に推進すると共に、本交付金の経続的な活用す節となるよう要望する。 ○ 事業を継続的かつ安定的に推進すると数のお用を躊躇しているところである。子どもの貧困対策に取り組む地域ネットワーク形成の推進につながる。	事業にあって、他の地域においても汎用性のある優れたものについて、当該事業の立ち上げ期に際し、補助を行う」ものとされている。 〇これまでは、事業の立ち上げを補助することとされていたことから、単年度限り事業申請を受け付けていたが、平成30年度から地方公共団体等からの要望を踏まえ、地域の実情を踏まえ、過年度における事業実施の中で浮かび上がった課題等に対応するための事業の拡充等を行い、その地域において先行的な事業と認められる場合、かつ当該先行事業を地域に根付かせるために交付金を活用して翌年度も実施する必要性が認められる場合は、最大3年の事業の継続を認めることとした。 〇現在、当該見直しを踏まえた事業が実施されているところであり、今後の事業の在り方については、当該事業の実施結果及び成果について検証を行い、検討することとしたいと考えている。
	福川市、県・船場、東橋市・新市・福伊市、新市福伊市、東路場、知川市、東省・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・東京・	○債務者が無資力(破産・生活保護・低所得等)となった際の取扱いの範囲及び条件が整理されておらず、滞納案件の整理事務が停滞している状態である。 (阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の貸付において、)市町村が無資力を要件として免除を行う場合、その免除した債権に相当する県への債務を免れる規定が無いため、潜在的免除案件の整理事務が停滞している状態である。 ○平成17年に発生した災害における災害貸付金において、経年により破産者が増え、来年以降、時効の援用にかかる案件が多く発生すると予想される。また、回収不能となっている債権額も大きく、免除要件の見直しが必要と考える。 ○1級河川の氾濫や大雨による低地帯の冠水等、地理的状況等により、以前から水害による甚大な被害を受けてきた歴史がある地域である。近年では、平成16年台風23号、平成25年台風18号、平成26年8月豪雨により災害救助法が適用され、災害援護資金貸付金の貸付を行った。 【貸付実積 H30.6.20現在】 平成25年台風18号 貸付人3名、貸付金額3.400,000円 うち、償還期間到来で償還済のもの 3名、償還金額1,382,672円 平成26年8月豪雨 貸付人20名、貸付金額29,900,000円 うち、償還期間到来で償還済のもの 3名、償還金額470,368円 第一次18提護資金の貸付を受けようとする者は、そもそも低所得世帯が多数を占めており、返済するための資力が無く、結果、滞納になるパターンが多い。このような中、訪問による納付指導や催告の実施等、適宜な債権管理を行うものの、災害援護資金貸付金等の私債権は税等の強制徴収公債権と違い自力執行権がないため、裁判所による法的措置しか滞納処分できる方策がないのが実情で回収は困難である。また、裁判所による法的措置まで行うには、多大な時間と労力が必要で、債権回収の採算は合わない。 よって、適正な債権管理を行う中で、生活保護受給中や期限到来時点において無資力の状態、或いは、時効消滅により債権放棄→不納欠損となったものについては、償還免除としていただきたい。	内閣府としては、災害援護資金に係る債権管理については、自治体から相談があった場合には、適切に助言を行ってきたところである。 今後も災害援護資金の債権管理が適切に行われるよう、引き続き関係自治体のニーズを把握した上で、適切に助言してまいりたい。 なお、貸付金の原資には、国以外に都道府県の負担も含まれていることから、免除の要件の見直しに当たっては、都道府県の意向も必要であると考える。

内阁所 ()										
管理番号		区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
	区分	分野	(4-71)							(1910-7-30)
202	B 地方に対す る規制緩和	消防·防災·安全		において、法の適用対象とな	当市では全壊相当の住家が2棟であったが、被害を受けた市民の 生活再建のため、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号(以 下[法]という。))による支援を受けたいと考えていたが、適用対象と はならなかった。	・本市における台風18号の被災状況として、住居全壊相当:2棟、 半壊:6棟、一部損壊:5棟、床上浸水:111棟、床下浸水:524棟 と、多大な被害を受けている。左記で記載した措置があれば、本市	被災者生活再建支 援法施行令第1条 第4号	内閣府	臼杵市	被災者紗生活再建支 援法.pdf
	る規制緩和		据置期間及び償還 期間の延長	のために貸付ける「災害援護 資金」の償還期間について、 見直しを提案するもの。	災害援護資金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。	災害援護資金貸付金の償還期間について、据置期間とそれに伴う償還期間を延長することにより、被災者に生活を立て直す時間的余裕を与えることができるため、被災者の滞納リスクを軽減することができる。	等に関する法律施 行令第7条第2項		熊本市	
21/	る規制緩和	以以"以水"、水土		品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	及音教別成による教的 災者は、「内閣府告示第電記の投稿」により、「公害教別法による教的 の実施について「昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記 載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限ら れるような形となっている。 実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明 する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状 である。 しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以 内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給すること とは困難であることから、生活必需品の「支格基準」に「罹災区分」を 用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の 迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することがで		נית בפא ב"יו	лк Ф П	

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	□ ** ## (/ * * * * * * * * * * * * * * * * * *
番号	団体名	支障事例	回答欄(各府省)
202	県日市市豊杵市市・ 中津、、後築、、、由、、 ・、後築、、、、も、、 ・、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	当市においては、震災、地すべり災害では県制度が創設され、被災者支援が行われたが、県制度が創設されない場合は支援が行われない。 被災者の生活をいち早く再建するためには、被災世帯数の基準を設けず、法を適用し支援することが、極めて有効と考えることから、被災世 帯数による基準を設けず、被災した世帯については、支援の対象となるよう制度を見直す。	
	市、京都市、宮崎市	〇災害援護資金の貸付の対象になる方は、世帯主が負傷又は住宅に大きな被害を受けており、経済的に余裕がない状況であることから、生活の再建にかなりの時間を要する。その中で、高額な貸付金を返済していくことは容易ではなく、償還に期間を要する。	災害援護資金の償還期間は、本貸付金の制度設計に当たって参考にした他制度に比べて長い期間で立法されたところである。また、東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間は特例措置により13年としているところである。したがって、現在の償還期間10年は、適切であると考える。
217	ひたちなか、にからいたりなか、にないでは、日本の	○災害教助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害教助法による教助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。実際の教助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。 ○本市においては、災害教助法による生活必需品の支給実績がないが、生活必需品の支給基準を被害の実情(罹災区分)に依らない別の基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することができると考える。	○災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はこうした事態に行われるものである。 ○生活必需品の給与又は貸与は、被災者への見舞制度ではなく、経済的損失への支援ではないため、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などにより直ちに日常生活を営むことが困難な方々に対して行うものであり、住家に被害を受けた方であっても、生活必需品等を自宅から持ち出すことのできた方や、他から生活必需品を得た者に対しては重ねてこれらを支給することはない。 ○平常時より生活必需品の配布対象者や配布物の決定等について、仕様を定め、製造事業者や配送事業者との協定や契約の締結等を行うなどを予め検討・実施しておくことにより、災害発生初動時に迅速かつ適切に対応が図られるものと考える。 ○したがって、被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにすることは考えられない。

	内阁州(関係州省における予算編成過程での検討を求める提案)									
管理	里	区分	提案事項	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果	根拠法令等制度の所	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
番号	区分	分野	(事項名)			(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)				(特記事項)
	B 地方に対する規制緩和	医療 福祉	業に係る小規模児 童クラブにおける 補助基準額の見直	交付要綱」別紙「放課後児童 健全育成事業」では、構成す る児童の数ごとで補助基準 額が定められており、児童 20人を境に大きな開きがあ る。 ・よって、児童数20人以上の 場合の補助基準額を基準と	あっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な労力を要している。(15人~19人の児童クラブ数:9クラブ/全193クラブ H29.4現在)〇現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。(20人~25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H29.4現在)	け皿たる放課後児童クラブの安定的な運営体制の構築が可能となる。	綱」中、別紙「放課 後児童健全育成事	內省	指市長	

日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
市、英雄型、1)関いたから表現の大掛からといき見では、利用では影響が出たした。大きない、対したができません。大きなである。表現を、	番号	団体名	支障事例	교급制(급개 百/
	市た上市市ノ県は後	5、福島県、U こちな市、は こちで、 ではおい、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	響にかかる費用の大部分は人件費であり、利用児童数が19人と20人では人件費はほぼ変わらないが、結動金では大きな差がある。年度途中で利用児童数が減少した場合、人件費が確保できず、変更的な運営ができなどのこしま。また、利用児童数が3人と表した。大きなどの人民養保管できず、表と随となっている場合には、補助が見直されることで、解消し資することができると考える。 〇族護後児童やラブには、20人人共満の小規模保置やラブであっても、2人以上の交援侵(1人を除き者間の目間が必要とされているため、交代委員を含めて人員の確保が困難な児童グラブあっても、2人以上の交援侵(1人を除き者間の育じず可)の配置が必要とされているため、交代委員を含めて人員の確保が困難な児童グラブあっても、2人以上の交援侵(1人を除き者間の真で前可)の配置が必要とされているため、交代委員を含めて人員の確保が困難な児童グラブもかっても、2人以上の受して、2人以上の人力でもれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代委員へ人員の確保が容易になる。 「従員のでと3人のラブカ 18-09 アプノ全イワラブ 1403現在)(定員1)を終したのラブカ 18-09 アプノ・2イワラブ 1403現在)(定員1)をおしているの学 18-09 アプノ・2イワラブ 1403現在)とで、18-09 では、18-09 では、18-0	助基準額については、平成の年度より人件費の見面しを行い大幅な引き上げを実施しており、20名以上のクラブよりよ小規模クラブの運営費の措施は大きくなっているところである。いずれにせよ、小規模児童クラブの運営に必要な軽費については、引き続き、予算編成過程において検討してまいりたい。

	^]	各 竹(美)	は何自にありる	0 丁异椭风迥↑	星での検討を求める抗	(
管理	里	提案	区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)
ш.	7	区分	分野	(事項口)			(ル末の大切による正氏の何氏性の同工、1)以の効平に守/				(1寸心于"块/
3100		地方に対す 見制緩和		る生活必需品の支 給基準の見直し	品の「支給基準」を、現行の「い災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助	生活必需品の支給基準を被害の実情(り災区分)に依らない別の 基準で定めることにより、生活必需品の支給を迅速化することがで きる。			指定都市 市長会	
310		地方に対す 見制緩和		据置期間及び償還 期間の延長	のために貸付ける「災害援護 資金」の償還期間について、 見直しを提案するもの。	災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。ついては、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。	災害援護資金貸付金の償還期間について、据置期間とそれに伴う償還期間を延長することにより、被災者に生活を立て直す時間 60000円であることができるため、被災者の滞納リスクを軽減する にとが出来る。	等に関する法律施		指定都市 市長会	

管理		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	回答欄(各府省)
番号	団体名	支障事例	四日間(日か日)
310	ひたちなか 市、原市、 田州市、 宮崎市	難である。 生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨 に反している。	 ○災害が発生すると、生活に必要な物資は欠乏し、あるいはその調達が困難になるため、金銭は物資の購入にはほとんどその用をなさない場合が多く、法による救助はこうした事態に行われるものである。 ○生活必需品の給与又は貸与は、被災者への見舞制度ではなく、経済的損失への支援ではないため、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水などにより直ちに日常生活を営むことが困難な方々に対して行うものであり、住家に被害を受けた方であっても、生活必需品等を自宅から持ち出すことのできた方や、他から生活必需品を得た者に対しては重ねてこれらを支給することはない。 ○平常時より生活必需品の配布対象者や配布物の決定等について、仕様を定め、製造事業者や配送事業者との協定や契約の締結等を行うなどを予め検討・実施しておくことにより、災害発生初動時に迅速かつ適切に対応が図られるものと考える。 ○したがって、被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにすることは考えられない。
313	山県市、防府市、北九州市、宮崎市	〇災害援護資金の貸付は、所得の低い方が対象となっていることから分納誓約などの事務処理が必要となる事案が発生しており、償還方法の見直しが必要である。 の見直しが必要である。 〇災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、元の生活を取り戻せない被災者が多い中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。 また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。ついては、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。 〇据置期間の延長は、生活を立て直す時間的余裕を与える側面がある一方で、長い据置期間中に生活状況(収入・健康状態等)が変わり償還が困難になる一面もある。償還することが著しく困難である場合には、個々の状況に応じて支払猶予を適用することも可能であることから、一律に据置期間を延長することは慎重に検討すべきである。 一方、据置期間の延長や支払猶予を適用した場合、法定の償還期間内に完済することが困難である方が多いと見込まれるため、償還期間の延長は必要であると考える。	災害援護資金の償還期間は、本貸付金の制度設計に当たって参考にした他制度に比べて長い期間で立法されたところである。また、東日本大震災に係る災害援護資金の償還期間10年は、適切であると考える。 したがって、現在の償還期間10年は、適切であると考える。